

# 告 示

## 埼玉県告示第三百六十一号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量）

### 三 作業地域

桶川市大字川田谷地先から桶川市大字加納地先まで

### 四 作業期間

令和元年八月七日から令和元年十二月二十七日まで